

富山地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、富山地域合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (2) 市町村建設計画策定委員会への提案事項の調整に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事会は、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村(以下「構成市町村」という。)の助役、その他職員をもって組織する。

(組織)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長・副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会に構成市町村の関係職員等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、協議会に提案する事項について専門的に協議し、又は調整させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が会長と協議の上別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月25日から施行する。